ＬＰガス所有者不明放置容器回収に関する協定書

（以下、「甲」という。）と 一般社団法人　三重県ＬＰガス協会（以下、「乙」という。）は、ＬＰガス所有者不明放置容器回収に関して、次の通り協定を締結する。

（目的）

1. 公共用地又は準公共用地にて発見された所有者不明放置容器（ＬＰガス容器に限る。）を回収処理し、もってＬＰガス容器の放置に係る事故の発生を防止することを目的とする。

（事務局）

1. 所有者不明放置容器の処理に関する業務の窓口は甲及び乙が担当する。

（用語の定義）

1. この協定において、用語の定義は次の通りとする。

（１）所有者不明放置容器

　ＬＰガス容器であって、公共用地(学校、公園、道路、河川、橋、水路、治水施設、鉄道等)又は準公共用地にて発見された所有者又は占有者が判明しない容器（但し、流出容器等処理要綱で定める放置容器、1.5㎏未満の容器及び自動車容器は除く。）

（２）販売事業者等

　ＬＰガス販売事業者、ＬＰガス卸売事業者、ＬＰガス容器検査事業者

（３）協会員

　　一般社団法人　三重県ＬＰガス協会の会員であって、各地域協議会の

　会員となっている事業者

（協会員の責務）

1. 協会員は、事故の発生を防止するため、所有者不明放置容器の回収に協力する。

（通報）

1. （１）所有者不明放置容器を発見し、或いは第三者より所有者不明放置容

　　 器の連絡を受けた協会員は、すみやかに甲又は乙へ通報する。

（２）通報を受けた甲又は乙は、最寄りの販売事業者等に所有者不明放置

　　容器の回収を依頼するとともに、通報記録を作成し保管する。

（回収）

1. 甲又は乙より回収依頼を受けた販売事業者等は、所有者不明放置容器を回収し、所有者不明放置容器回収報告書（様式１）を作成・添付の上、当

　　　　該容器の保管を最寄りの容器検査所（検査所のない協議会にあっては最寄

　りの充填所。）に依頼する。

（保管）

1. 保管依頼を受けた容器検査所（充填所）は、回収容器を保管するとともに所有者不明放置容器回収報告書（様式１）に押印し、乙に提出する。

（事務処理）

1. 乙は容器検査所（充填所）から提出された所有者不明放置容器回収報告書に基づき、その区分に応じて次の処理を行う。
2. 所有者等判明容器
	1. 容器の表示等により所有者等が判明したものは、電話等により所

有者等に連絡し、引き取りを求める。

* 1. 容器所有者等から、当該容器の処分依頼を受けた場合は容器検査所

（充填所）に屑化依頼を行う。

1. 所有者等不明容器
	1. 所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容

器が遺失物であると判断されるものは、遺失物法による届出を行う。

* 1. 上記①による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法

による公示期間（3ケ月）が経過し、所有権が乙に移った時は容器検

査所（充填所）に屑化依頼を行う。

（屑化）

1. 容器検査所（充填所）は、乙より回収容器の屑化依頼を受け、屑化（依頼）処分をした時は、放置容器屑化報告書（様式２）を作成し、乙に提出する。

（支払い等）

1. 乙は、所有者不明放置容器回収報告書、放置容器屑化報告書に基づき、協会員に次の通り支払い等を行う。
2. 容器回収費用

所有者不明放置容器の回収を行った協会員に対して、容器回収費用として１本当たり500円（税別）を乙の保安対策費より支払う。

但し、所有者等が判明した場合、乙は当該容器の所有者等から容器回収費用として１本当たり500円（税別）を徴収する。

1. 容器屑化費用

放置容器の屑化（依頼）を行った容器検査所（充填所）に対して、

容器屑化費用として１本当たり300円（税別）を乙の保安対策費より

支払う。

但し、所有者等が判明した場合、乙は当該容器の所有者等から容器屑化費用として１本当たり300円（税別）を徴収する。

1. 乙は所有者不明放置容器回収報告書、放置容器屑化報告書を受理し

た都度、事務処理し、協会員や容器検査所（充填所）へ容器回収費用、

容器屑化費用を速やかに支払う。

（協議）

1. 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、本協定締結の日から当該年度末（３月末）までとする。但し、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らかの意思表示がない時は、当該有効期間満了の日の翌日から更に１年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

　本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲

三重県津市柳山津興369番地の2

乙　　　一般社団法人　三重県ＬＰガス協会

会　長　　　中井　茂平